

議案第24号

令和3年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、下記のとおり令和3年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。

令和4年9月5日提出

基山町長 松田 一也

記

令和3年度 基山町下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	932,102,096	89,040,247	147,494,348
議会の議決による処分額	10,495,168	0	△10,495,168
資本金への組入	10,495,168	0	△10,495,168
処分後残高	942,597,264	89,040,247	136,999,180

提案理由

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の一部の額を資本金に組み入れるため。

令和4年9月15日原案可決